

# 令和5年度 世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務委託の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務の名称

世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の内容

別紙1「世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき、奄美大島の豊かな自然環境の持続可能な観光活用と、観光客が環境文化に触れながら集落にお金が落ちるような「稼ぐ」地域づくりのモデル構築を調査する業務を行う。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (4) 提案上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりである。

なお、スケジュールが変更になる場合は、電子メールにてその旨を通知する。

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 公募開始        | 令和5年8月25日（金）              |
| (2) 質問書〆切       | 令和5年9月4日（月） 12時まで         |
| (3) 質問書回答       | 令和5年9月5日（火）               |
| (4) 参加表明書〆切     | 令和5年9月19日（火） 17時まで        |
| (5) 企画提案書〆切     | 令和5年9月25日（月） <b>17時まで</b> |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和5年9月28日（木）              |
| (7) 選定結果通知      | 令和5年10月上旬                 |
| (8) 委託契約締結      | 令和5年10月中旬                 |
| (9) 委託完了        | 令和6年3月31日（日）              |

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザル実施に係る公告の日から契約締結の日までの間において、奄美市の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成 25 年奄美市条例第 7 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

## 5. 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付と回答方法は次のとおりである。

### (1) 質問の受付

#### ア 提出書類

質問書【様式 1】

#### イ 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話にて受信の確認をすること。

#### ウ 受付期限

令和 5 年 9 月 4 日（月） 12 時（必着）

#### エ 提出先

「13. 担当部署」に提出すること。

### (2) 回答方法

提出された全ての質問をまとめて、令和 5 年 9 月 5 日（火）までに電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

## 6. 参加申し込み

### (1) 参加申し込みの受付

#### ア 提出書類

参加表明書【様式 2】

#### イ 提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。

※電子メールにて提出の場合、必ず電話にて受信の確認をすること。

#### ウ 受付期限

令和 5 年 9 月 19 日（火） 17 時（必着）

#### エ 提出先

「13. 担当部署」に提出すること。

## 7. 必要書類・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加申し込みをした者は、次の書類等を提出するものとする。

### (1) 提出書類及び提出部数

#### ア 謄本・財務諸表・納税証明書等

登記簿謄本（正本） 1 部

直近の財務諸表（1 期分） 1 部

法人税の納税証明書（正本） 1 部

消費税及び地方消費税の納税証明書（正本） 1 部

#### イ 業務実績調書【様式 3】 1 部

#### ウ 業務実施体制表【様式 4】 1 部

※他社の協力等がある場合には、その会社を含めた実施体制を記載すること。

エ 会社概要【様式任意】 1部 ※パンフレット等でも可  
以下、オ〜ケについては製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルにしたものを正本1部（代表者印押印のもの）、副本3部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）を提出すること。

オ 企画提案書等提出書【様式5】

カ 企画提案書【様式任意】

(ア) 仕様書等の内容を踏まえ、別紙2「世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）の「3 評価基準：企画提案書に基づく評価」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って記載すること。

(イ) 1参加者につき1提案とすること。

(ウ) 企画提案書の様式はA4判、横書きで、表紙を除いて10ページ以内、両面印刷とすること。

キ 工程表【様式任意】

ク 見積書【様式任意】

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送による場合は、簡易書留郵便に限る。

(3) 提出期限

令和5年9月25日（月）17時（必着）

(4) 提出先

「13. 担当部署」に提出すること。

## 8. 選定方法

庁内に設置する「世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。審査においては、評価の合計点が最上位であるものを契約候補者として、次に高い者を時点の候補者として選定する。最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議の上決定する。ただし、合計点が最上位であっても、得点が著しく低い審査項目がある等の場合は、契約候補者に選定しないことがある。

(1) 審査日程

令和5年9月28日（木）

(2) 審査会場

奄美市役所名瀬総合支所 3階小会議室

(3) 審査実施概要

ア プレゼンテーションは対面形式で開催する（オンライン参加は不可とする）。

イ プレゼンテーション審査の出席者は企画提案書等提出書【様式5】に記載された者を含む4名以内とし、本業務の管理責任者を含むものとする。

ウ 1参加者当たりの持ち時間は20分以内とし、その内訳は以下のとおりとする。

プレゼンテーション及びデモンストレーション10分以内、質疑応答10分以内

エ プレゼンテーションでは、提案者による提案内容の全体説明を行う。

オ プレゼンテーション審査には「13. 担当部署」に提出した企画提案書等を資料として用いることとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーションに使用するプロジェクター，スクリーンは，当方で準備する。PC 及び HDMI 等の接続ケーブル（HDMI の場合，標準サイズのタイプ A のみ）は，各自持参すること。その他使用する機器等がある場合は，事前に「13. 担当部署」と協議すること。

#### （4）選定結果

選定結果は，プレゼンテーション審査の参加者に，自己の結果のみを電子メールにより 10 月上旬に通知する。

#### （5）留意事項

選定結果に対する異議申立てには一切応じない。また，選考方法及び選考内容についての問い合わせにも応じないものとする。

### 9. 参加の辞退

本プロポーザルを辞退する場合は，速やかに「13. 担当部署」に電話連絡の上，辞退届（様式任意）を持参又は郵送にて提出すること。

※電子メールでの提出は不可とする。

### 10. 失格事項

企画提案書等を提出した参加者又は提出された提案書が，次の各号のいずれかに該当する場合は，その提案を失格とする。

- （1）参加資格要件を満たしていない者
- （2）提出書類の提出方法，提出先及び提出期限に適合しない場合
- （3）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- （4）見積書の金額が「2（4）提案上限額」を超過した場合
- （5）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （6）プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- （7）選定の公平性を害する行為があった場合
- （8）その他，社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

#### 11. 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約に当たっては，選定された提案内容を基に細部について市と協議し，「2（4）提案上限額」内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。

なお，参加申込みが 1 者の場合であっても，審査を実施し，その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は，契約候補者として選定し，協議を行う。

契約候補者との協議が整った時点で，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約を締結するものとする。

#### 12. その他留意事項

- （1）企画提案書等の提出をもって，実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- （2）提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等，本プロポーザルに関する一切の経費は，すべて参加者の負担とする。
- （3）市が必要と認めるときは，追加書類の提出を求める場合がある。
- （4）提出期限後の書類の提出，再提出，記載内容の修正及び変更は認めない。
- （5）企画提案書等，本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。

(6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奄美市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

### 1.3. 担当部署

奄美市 市民環境部 世界自然遺産課 遺産政策係

担当：出口、河野

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

電話：0997-52-1111 内線5372、5371

電子メール：wnhs@city.amami.lg.jp